

小山町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月23日

小山町教育委員会委員長

小山町教育委員会規則第 号

小山町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(小山町教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 小山町教育委員会事務局組織規則(平成17年小山町教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「学校教育スタッフ」を「教育総務スタッフ、こども育成スタッフ」に改め、同条第3項中「教育機関」を「教育機関等」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 小山町保育所条例(昭和39年小山町条例第36号)第2条に規定する保育所 学校教育課

第2条第4項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同項第5号中「平成6年小山町条例第10号」を「平成21年小山町条例第13号」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第6号を第4号とする。

別表第1の1の項第6号中「幼稚園」を「保育園、幼稚園」に改め、同項第8号中「就学」を「就園又は就学」に改め、同項第9号中「保健、安全」を「保健並びに安全」に改め、同項中第13号を第16号とし、第12号の次に次の3号を加える。

(13) 幼児教育に関すること。

(14) 放課後児童クラブに関すること。

(15) 保育ママに関すること

別表第1の2の項中第12号及び第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号から第23号までを2号ずつ繰り上げ、第24号を削り、第25号を第22号とし、第26号から第41号までを3号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(39) 小山町総合文化会館(以下「会館」という。)において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(会館の休館日を除く。)における午前8時30分から午後5時15分までの住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に関すること。

別表第2中

学校教育課	学校教育スタッフ	総務担当	を
-------	----------	------	---

学校教育課	教育総務スタッフ	総務担当
	こども育成スタッフ	育成担当

に改め、「、児童館担当」を削る。

別表第3第1号い中「半日勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改め、同表第2号を次のように改める。

(2) 個別専決事項

課名	専決事項	部長	課長	園長
学 校 教 育 課	ア 公印の保管及び取扱処理		○	
	イ 告示、公告等	○		
	ウ 教材並びに教育資料の収集、調査及び研究		○	
	エ 学齢簿の編成及び保管		○	
	オ 園児、児童及び生徒の感染症その他による出席停止並びに解除		○	
	カ 児童及び生徒の就学援助の事務の処理		○	
	キ 教育委員会名義及び後援の決定	○		
	ク 保育園の入所決定		○	
	ケ 保育料の決定及び徴収		○	
	コ 保育料の減免	○		
	サ 町外児童の受託及び町外保育園への委託	○		
	シ 一時的保育の入園及び解除の決定			○
	ス 一時的保育の不可決定		○	
	セ 一時的保育の利用料の減免		○	
	ソ 延長保育の決定		○	
	タ 延長保育の利用停止の決定		○	
	チ 幼稚園の入園の決定		○	
	ツ 幼稚園授業料の徴収		○	
	テ 幼稚園授業料の減免	○		

	ト 幼稚園の退園の許可			○
	ナ 幼稚園及び保育園の軽易な事務処理			○
	ニ 放課後児童クラブ入退会の決定		○	
	ヌ 放課後児童クラブ保育料の減免		○	
	ネ 保育ママの認定	○		
生涯学習課	ア 使用料の減免、免除及び還付		○	/
	イ 公共施設の使用料基準に関する調整	○		/
	ウ 公共施設の使用料基準に関する調査		○	/
	エ 社会教育資料の収集、調査及び研究		○	/
	オ 社会教育統計の調査及び調整		○	/
	カ 生涯学習の基本施策及び大綱の策定	○		/
	キ 生涯学習事業の推進に伴う調整		○	/
	ク 社会教育関係団体の指導育成		○	/
	ケ 青少年補導の実施に伴う調整		○	/
	コ 成人式の企画及び実施	○		/
	サ 青少年相談に関する調整	○		/
	シ 各種講座、教室の企画及び実施		○	/
	ス 派遣社会教育専門員に関する各種報告		○	/
	セ 図書等の購入の計画及び実施		○	/
	ソ 体験学習者受入れの実施		○	/
	タ 図書等の廃棄	○		/
	チ 図書館統計資料(月報・日報)の作成		○	/
	ツ 「小山町の図書館」の作成		○	/
	テ 延滞本の督促事務		○	/
	ト 蔵書点検(曝ばく書)の事務処理		○	/
ナ 蔵書紹介、菜の花通信の発行等の広報活動の企画及び実施		○	/	
ニ 古雑誌市の実施		○	/	
ヌ ブックスタートの実施		○	/	
ネ 図書館ボランティアの推進及び実施		○	/	

ノ	図書館ファンクラブの推進及び実施		○	
ハ	コピー代金及び町史売捌きの事務処理		○	
ヒ	電算の保守管理		○	
フ	保存文書の整理保存	を	○	
ヘ	自主事業の企画及び実施		○	
ホ	町民文化祭の企画及び実施		○	
マ	自主事業の入場券の販売及び管理		○	
ミ	文化関係団体の指導育成		○	
ム	自主事業の計画の決定	○		
メ	体育指導委員に関する研修、指導及び助言		○	
モ	体育指導委員の派遣決定		○	
ヤ	社会体育事業の企画及び実施		○	
ユ	スポーツ団体の指導育成		○	
ヨ	国体等の出場選手への交付金決定		○	
ラ	社会体育事業の計画の決定	○		

備考 「○」は、当該事項について専決権限があることを示す。

(小山町体育指導委員設置規則の一部改正)

第2条 小山町体育指導委員設置規則(昭和37年小山町教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「学校、公民館等の」を削る。

(小山町体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成21年小山町教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「、保育所、児童館等」を「、保育所等」に改める。

様式第1号及び様式第2号中

6	町立体育館	7	夜間照明
1	アリーナ (玄関側)	1	小山中学校内
2	アリーナ (舞台側)	2	北郷中学校内 (北東側)
3	舞台	3	北郷中学校内 (南西側)
		4	須走小学校内

を

6	夜間照明
1	小山中学校内
2	北郷中学校内 (北東側)
3	北郷中学校内 (南西側)
4	須走小学校内

に改める。

様式第4号及び第5号中

1	総合文化会館	6	弓道場
2	中央公民館	7	小山道場
3	総合体育館	8	町立体育館
4	小山球場	9	夜間照明施設
5	多目的広場	10	学校体育館

を

1	総合文化会館	5	弓道場
2	総合体育館	6	小山道場
3	小山球場	7	夜間照明施設
4	多目的広場	8	学校体育館

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(小山町中央公民館規則の廃止)

2 小山町中央公民館規則(昭和45年小山町教育委員会規則第2号)は、廃止する。